



市 章

大津市公報

平 成 26 年 7 月 22 日
号 外 (第 54 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

監 査 委 員 告 示

12 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年 7 月 22 日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	佐	々	木	松
同	佐	藤		弘

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 監査執行対象機関名 福祉子ども部福祉政策課

監査執行日 平成26年 2 月 7 日

監査結果措置状況報告日 平成26年 6 月 17 日

監査の結果

ふれあいプラザ貸館事業について

ふれあいプラザは、市民福祉の増進及び市民の交流の促進を目的として、指定管理者の下で運営されており、福祉に関する情報提供のほか、交流の場としてホールや会議室等の貸館事業を行い、市民の利用に供されているところである。

ふれあいプラザ条例に定める減免の規定では、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、別途内規において、その理由の一つに「本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき」と定め、全額免除することとされている。

平成24年度において、この規定の適用を受けたものは274件で、施設使用許可申請件数の約10.8%を占めているが、執行機関における会議室としての利用や減免規定の適用については、施設の設置主旨に照らして検討する必要があるものと考えられる。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ふれあいプラザ貸館事業については、執行機関による会議室としての利用の是非及び減免規定の適用の範囲や内容などについて施設の設置主旨に照らして十分に検討を行った上で、平成26年度中に執行機関の貸室利用の適正化を図ります。

2 監査執行対象機関名 福祉子ども部子ども家庭課子育て総合支援センター

監査執行日 平成26年 2 月 7 日

監査結果措置状況報告日 平成26年 6 月 17 日

監査の結果

補助事業の執行における指導の徹底について

ほっこりひろば運営事業補助金は、地域ぐるみでの子育てを支援するため、未就学児を持つ家族に交流の場を提供するなどの諸事業を実施する団体に対して交付されており、地域の子育て支援に大きな役割を果たしている。

しかし、当補助金の交付が、事業の大半が終わった時点で実施されていることから、一時的に運営資金の不足が見受けられた。

このため、計画的な事業執行と費用の収支見通しを踏まえた、補助金の申請時期など、事業の円滑な運営と執行について、交付先への適切な指導の徹底を図りたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年度における補助金の交付については、平成26年4月22日に申請手続を通知し、早期に申請を行うよう指導したところです。

今後とも、補助団体との連絡を密にし、事業の運営状況及び収支状況の把握に努め、適切な指導を徹底します。

3 監査執行対象機関名 福祉子ども部障害福祉課

監査執行日 平成26年2月7日

監査結果措置状況報告日 平成26年6月17日

監査の結果

補助事業の適正な管理について

団体及び団体の実施する事業運営に対する補助金については、市が担う課題や行政目的を効果的かつ効率的に達成する手段の一つとして、重要な役割を果たしているところであって、運営に当たっても補助金等交付規則に定めるほか、その公平性、透明性を図るため、基本的事項を規定した補助制度適正化基本方針、基準等の細目を定めた交付要綱等により、事務処理の適正化に努められているところである。

事務処理に当たっては、補助事業の完了の後、実績報告書の提出を受けることによって、補助金の額を確定することになるが、一部の事業補助については、交付要綱の規定により収支決算見込書をもって確定としている事例がみられた。

補助事業の実績確認には、事業の決算書を確認することが不可欠であることから、補助事業に係る関係書類の点検についても意を尽くしていただきたい。

なお、この件については、平成22年度包括外部監査人からも意見が示されている。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

事業運営に対する補助金については、大津市補助制度適正化基本方針に基づき、補助対象となる経費、補助率及び補助金額等の基準を定め適正化を図っております。

また、事業が完了した後の実績報告書には、収支決算書の添付を義務付けるよう、各補助金交付要綱の改正を行ったところです。

今後、実績報告における事業内容、決算額等の確認に際しては、補助事業者から提出された収支決算書、支出関係書類、領収書等について、十分な点検・確認を行い、適正な補助事業の執行に努めます。

【財政的援助団体監査】

1 監査執行対象 私立学校振興助成金 総務部総務課

監査執行日 平成26年1月17日

監査結果措置状況報告日 平成26年6月17日

監査の結果

私立学校振興助成の適正化について

この制度は、学校教育の一翼を担う私立学校における教育環境の整備を図ることにより、教育活動の充実と教育水準の向上とともに児童生徒の健全な育成に寄与することを目的として、助成金を交付するものである。

助成金については、予算の範囲内において定められた補助単価(滋賀朝鮮学園については県補助金の1/2)をもとに、市内在住児童生徒数に応じた額を交付しているが、助成金の使途や、学校経営全体における助成金の効果等について精査する必要がある。

なお、助成金については、「大津市補助制度適正化基本方針」の主旨にのっとり、対象経費、助成金額算定の方法等について明確にした交付基準を今年度に策定され、平成26年度からの施行が予定されるところであるが、今後も交付目的の明確化や効果の把握等、必要性や有効性について検討されるとともに、実績報告の確認においては、領収書等の証憑書類との検証により、更なる適正化に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該助成金については、平成26年度から交付基準を設けることにより、対象経費、助成金額算定の方法等について、明確にしました。

また、申請時及び実績報告時の実地検査に加え、平成25年度からは、実績報告書に領収書等の写しの添付を義務付けるなど事務処理の適正化に努めています。

今後も、今般の監査結果を踏まえ、当該助成金の必要性や有効性について引き続き検討を行うとともに、私立学校等振興助成の更なる適正化に努めます。

2 監査執行対象 防犯協会補助金 市民部自治協働課

監査執行日 平成26年1月17日

監査結果措置状況報告日 平成26年6月17日

監査の結果

補助執行事務の明確化について

市防犯協会は、防犯意識の高揚、犯罪の未然防止等を目指して、研修会の開催や防犯意識の普及啓発など幅広い活動を通して、市民が安心して暮らせる犯罪のない住みよいまちづくりに貢献されている。

一方で当協会は、事業活動の一環として、学区地域安全連絡会が実施する「地域安全の日」、「地域安全ニュースの作成」などの啓発活動を対象とした、間接補助事業として 1 学区 3 万円を上限額として助成金を交付している。

当該助成事業の運用において、複数学区を一団体とみなして一括助成の対象としている事例が見られた。このことにより、事業効果を上げることを意図されていることは理解できるが、各学区における実績額が、助成限度額を下回る一方で超える学区もあることから、各学区間で流用を認める結果となっている。

については、助成事業のあり方の検討を含めて交付要領の適切な運用に努められたい。

なお、地域安全連絡会の実施する事業と、市が直接補助対象としている自主防犯推進協議会などの「安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う団体」の行う事業との間における事務処理については、明確な区分により適正に処理されるよう指導されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市防犯協会に対する補助については、平成 25 年度に「大津市防犯協会活動事業補助金交付基準」を定め、補助対象を明確にしました。

その中で、各協議会、連絡会に対する活動助成金については、団体ごとに助成金額の限度額を定め、団体間の流用は認めないことを明記しました。

さらに、当協会から各学区地域安全連絡会に助成している「地域安全活動助成金」については、学区ごとの申請を徹底するよう、平成 26 年度の防犯協会役員会の場で、指導を行いました。

また、市が直接補助対象としている「安全なまちづくり事業費補助」と「地域安全活動助成金」の助成内容が重複しないよう、補助対象の事業を明確に区分して請求するよう指導を行うとともに、請求時の確認を徹底します。

3 監査執行対象 社会教育関係団体推進事業補助金 教育委員会事務局生涯学習課

監査執行日 平成 26 年 1 月 17 日

監査結果措置状況報告日 平成 26 年 5 月 30 日

監査の結果

適正な事務事業の執行について

社会教育関係団体が実施する青少年健全育成事業及び社会教育活動事業に対して、その推進と振興に併せて団体の育成を図ることを目的として、補助金が交付されている。

しかし、社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議の意見を聴かなければならない（社会教育法第 13 条）とされているが、各団体から提出された事業計画書、予算書等補助金の交付に関する事項について、会議での意見の聴取は行われていない状況にある。

このようなことから、今後とも補助制度の運用に当たっては、必要性、有効性等の基本事項に照らして検討されるとともに、補助金の交付に際しても法令にのっとり、適正な補助金交付事務が執られるよう努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

補助金交付事務の適正化について

今後は、社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合には、その必要性、有効性等を十分精査した上で、各団体から提出された事業計画書、予算書等補助金の交付に関する事項について、社会教育委員の会議の意見を聴くこととし、今年度においては、平成 26 年 5 月 27 日（火）に開催した平成 26 年度第 1 回大津市社会教育委員会会議において意見を聴取しました。